

東工大蔵前会館規則等一部改正理由

本改正は、蔵前会館の適正な管理運営を行うため、設置の経緯、使用許可申請の明確化及び取消料納付の要件追加等、所要の改正を行うものである。

東工大蔵前会館規則等一部改正新旧対照表

アンダーラインの部分が改正点である。

改正案	現行
<p style="text-align: center;"><b>○東工大蔵前会館規則（平成21年規則第22号）</b></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 東京工業大学（以下「本学」という。）に、<u>「Tokyo Tech Front 合同事業に関する覚書」（平成19年6月25日締結）に基づき、本学と一般社団法人蔵前工業会が共同して実施するTokyo Tech Front 合同事業により、</u>東工大蔵前会館（英文名称は「Tokyo Tech Front」とする。以下「会館」という。）を置く。</p> <p>（以下略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則は、平成29年10月1日から施行する。</p>	<p style="text-align: center;"><b>○東工大蔵前会館規則（平成21年規則第22号）</b></p> <p>（設置）</p> <p>第1条 東京工業大学（以下「本学」という。）に、東工大蔵前会館（英文名称は「Tokyo Tech Front」とする。以下「会館」という。）を置く。</p> <p>（以下略）</p>
<p style="text-align: center;"><b>○東工大蔵前会館利用細則（平成21年細則第1号）</b></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この細則は、東工大蔵前会館規則（平成21年規則第22号）第12条の規定に基づき、東工大蔵前会館（以下「会館」という。）の利用について、必要な事項</p>	<p style="text-align: center;"><b>○東工大蔵前会館利用細則（平成21年細則第1号）</b></p> <p>（目的）</p> <p>第1条 この細則は、東工大蔵前会館規則（平成21年規則第22号）第12条の規定に基づき、東工大蔵前会館（以下「会館」という。）の利用について、必要な事項</p>

を定めることを目的とする。

(施設)

第2条 会館に、次の施設を置く。

一 ホール

イ くらまえホール

ロ ロイヤルブルーホール

二 会議室

イ 手島精一記念会議室

ロ 大会議室

ハ 小会議室

三 ギャラリー

四 アートメディアルーム

五 レストラン

六 カフェ・ショップ

七 その他の施設

(開館日及び開館時間等)

第3条 会館は、12月29日から翌年の1月3日までの期間を除いて開館するものとし、開館時間及び前条第1号から第3号までに掲げる施設(以下「ホール等」という。)の利用時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは臨時に開館し、若しくは閉館し、又は開館時間を変更することがある。ホール等の利用時間についても同様とする。

一 開館時間 9時00分から21時00分まで

二 ホール等の利用時間

イ 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)を除く。) 9時30分から21時00分まで

を定めることを目的とする。

(施設)

第2条 会館に、次の施設を置く。

一 くらまえホール

二 ロイヤルブルーホール

三 ギャラリー

四 アートメディアルーム

五 手島精一記念会議室

六 大会議室

七 小会議室

八 レストラン

九 カフェ・ショップ

十 その他の施設

(開館日及び開館時間等)

第3条 会館は、12月29日から翌年の1月3日までの期間を除いて開館するものとし、開館時間及び前条第1号から第7号に掲げる施設(以下「ホール等」という。)の利用時間は次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは臨時に開館し、若しくは閉館し、又は開館時間を変更することがある。ホール等の利用時間についても同様とする。

一 開館時間 9時00分から21時00分まで

二 ホール等の利用時間

イ 月曜日から土曜日まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「祝日法による休日」という。)を除く。) 9時30分から21時00分まで

- ロ 日曜日及び祝日法による休日 9時30分から18時00分まで
- 2 レストラン及びカフェ・ショップの利用時間等は別に定める。

(ホール等の使用)

第4条 ホール等は、東京工業大学（以下「大学」という。）が使用する場合は、次の各号に掲げる会合等に使用することができる。

- 一 大学の職員又は卒業生が主催する教育・学術に関する会合
- 二 大学の職員が関係する学会・学術関係団体が主催する会合
- 三 大学の同窓会
- 四 前3号に定めるもののほか、館長が適当と認めた会合等

(ホール等使用許可の申請)

第5条 ホール等を使用しようとする者は、館長に所定の使用許可申請書を提出し、その許可を得なければならない。この場合において、ホール等の使用の申請をする者が大学の職員又は卒業生以外の者であるときは、当該会合に関係のある大学の職員の紹介を得なければならない。

- 2 前項の申請は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める日から受け付けるものとする。

- 一 大学が実施する入学試験及びオープンキャンパス並びに入学式、ホームカミングデイその他の会館の管理運営に関する事務をつかさどる事務局の部が担当する行事等に使用する場合 随時
- 二 第4条第1号から第3号までに掲げる会合等のために、ホールを使用する場合（当該会合等のために、会議室を併せて使用する場合を含む。） 使用しようとする日の1年2月前の日
- 三 前2号に定める以外の場合 使用しようとする日の6月前の日

(ホール等使用の許可)

第6条 館長は、前条の申請を適当と認めたときは、必要な条件を付して、使用を許可するものとする。

(ホール等使用料等)

第7条 ホール等の使用を許可された者は、使用料を使用前に納付しなければならない。ただし、特別の事情があると館長が認めた場合は、所定の期日までに納付

- ロ 日曜日及び祝日法による休日 9時30分から18時00分まで
- 2 前項の規定にかかわらず、レストラン及びカフェ・ショップの利用時間等は別に定める。

(ホール等の使用)

第4条 ホール等は、東京工業大学（以下「大学」という。）が使用する場合は、次の各号に掲げる場合に使用することができる。

- 一 大学の職員又は卒業生が主催する教育・学術に関する会合に使用するとき。
- 二 大学の職員が関係する学会・学術関係団体が主催する会合に使用するとき。
- 三 前各号に定めるもののほか、館長が適当と認めた会合に使用するとき。

(ホール等使用許可の申請)

第5条 ホール等を使用しようとする者は、館長に所定の使用許可申請書を提出し、その許可を得なければならない。この場合において、ホール等の使用の申請をする者が大学の職員又は卒業生以外の者であるときは、当該会合に関係のある大学の職員の紹介を得なければならない。

- 2 前項の申請は、次の区分に従い所定の日から受け付けるものとする。

- 一 大学が主催又は共催する会合 随時
- 二 大学の職員が関係する学会・学術関係団体が主催して行う会合 使用しようとする日の1年2月前の日
- 三 前各号に定める以外の会合 使用しようとする日の6月前の日

(ホール等使用の許可)

第6条 館長は、前条の申請を適当と認めたときは、必要な条件を付して、使用を許可するものとする。

(ホール等使用料等)

第7条 ホール等の使用を許可された者は、使用料等を使用前に納付しなければならない。

するものとする。

2 ホール等の使用を許可された者が、使用するホール等を変更する場合又はその使用を取り消す場合には、取消料を納付しなければならない。この場合において、大学は、使用者が既に納付した使用料をもって取消料に充当することができる。

3 使用料及び取消料については、別に定めるところによる。

(ホール等の目的外使用の禁止)

第8条 ホール等の使用を許可された者は、使用許可を受けた目的以外に当該施設を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(ホール等使用許可の取消し等)

第9条 館長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 大学において使用する必要が生じたとき。
- 二 使用許可申請書に虚偽の記載があったとき。
- 三 使用者がこの細則及び使用許可の条件に違反したとき又は違反する恐れがあるとき。
- 四 その他館長が必要と認めたとき。

(レストラン及びカフェ・ショップの利用)

第10条 レストラン及びカフェ・ショップは、原則として大学の職員、学生、卒業生及びその同伴者並びに会館のホール等で開催される会合に参加する者が利用することができる。

(利用の範囲の制限)

第11条 館長は、特に必要があると認めたときは、会館の各施設の利用の範囲を制限することができる。

(遵守事項)

第12条 会館の施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに館長が管理運営上必要と認めて行う措置に従わなければならない。

- 一 規律の維持に務め、建物、設備、備品等を丁寧に取り扱い、これらを汚損し、又は損傷しないこと。

2 使用料等については、別に定めるところによる。

3 使用の許可を受けた者が、その使用を取り消す場合には、別に定めるところにより取消料を納付しなければならない。

(ホール等の目的外使用の禁止)

第8条 ホール等使用の許可を受けた者は、使用許可を受けた目的以外に当該施設を使用し、又は第三者に使用させてはならない。

(ホール等使用許可の取消し等)

第9条 館長は、次の各号の一に該当するときは、使用許可を取り消し、又は使用を中止させることができる。

- 一 大学において使用する必要が生じたとき。
- 二 使用許可申請書に虚偽の記載があったとき。
- 三 使用者がこの細則及び使用許可の条件に違反したとき。

四 その他館長が必要と認めたとき。

(レストラン及びカフェ・ショップの利用)

第10条 レストラン及びカフェ・ショップは、原則として大学の職員、学生、卒業生及びその同伴者並びに会館のホール等で開催される会合に参加する者が利用することができる。

(利用者<sup>ウ</sup>の範囲の制限)

第11条 館長は、特に必要があると認めたときは、会館の各施設の利用者<sup>ウ</sup>の範囲を制限することができる。

(遵守事項)

第12条 会館の施設を利用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守するとともに館長が管理運営上必要と認めて行う措置に従わなければならない。

- 一 規律の維持に務め、建物、設備、備品等を丁寧に取り扱い、これらを汚損し、又は損傷しないこと。

二 品位を保ち、清潔に留意して、他人に不安又は不快感を起こさせる行為を行わないこと。

三 大きな音、振動又は臭気の発生等により会館及び会館の周囲に迷惑を及ぼす行為又はその恐れがある行為を行わないこと。

四 爆発物、発火の危険のある物品を持ち込まないこと。

五 所定の場所以外で飲食を行わないこと。

六 設備、備品等を許可なく移動しないこと。

七 各施設の利用に当たっては、その趣旨に従って利用し、他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。

八 施設の利用中に、会館の管理運営を担当する職員等が入場することを認め、又はその指示に従うこと。

(損害賠償)

第13条 会館の施設を利用する者は、会館の施設及び備品等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの細則に違反したことにより大学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、会館の利用に関する事項は別に定める。

## 附 則

1 この細則は、平成29年10月1日から施行する。

2 改正後の東工大蔵前会館利用細則第7条第2項前段の規定にかかわらず、平成30年3月31日以前の日を使用日としてホール等の使用を許可された者が、使用するホール等を変更する場合には、取消料の納付を要しないものとする。

二 品位を保ち、清潔に留意して、他人に不安又は不快感を起こさせる行為を行わないこと。

三 爆発物、発火の危険のある物品を持ち込まないこと。

四 所定の場所以外で飲食を行わないこと。

五 設備、備品等を許可なく移動しないこと。

六 各施設の利用に当たっては、その趣旨に従って利用し、他の利用者に迷惑を及ぼす行為を行わないこと。

(損害賠償)

第13条 会館の施設を利用する者は、会館の施設及び備品等を汚損、損傷若しくは滅失し、又はこの細則に違反したことにより大学に損害を与えたときは、これを賠償しなければならない。

(雑則)

第14条 この細則に定めるもののほか、会館の利用に関する事項は別に定める。